

重要事項の説明書

【電子取引】

お客様が、弊社に商品先物取引の委託をされるにあたり、特に重要な事項について、本書「重要事項説明書」にて説明を差し上げます。お取引に際しましては、本書をよくお読みになりその仕組みや危険性について十分にご理解の上でご自身の責任と判断にてお取引をされますようお願い致します。

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

1、商品先物取引の危険性（契約締結前交付書面 - 3 頁～9 頁参照）

商品先物取引は証拠金による取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金に対して通常取引が最大で約 50 倍程度、デイトレード証拠金コースの場合が最大で約 70 倍程度の額となります。その為、相場の変動幅が小さくても取引額全体では大きな利益や損失が発生するハイリスク/ハイリターンの取引です。お客様の取引が実際にはどの程度の総取引金額に相当する取引となっているのか常にご留意ください。

（証拠金取引とハイリスク・ハイリターン）

商品先物取引は証拠金取引ですから、総取引金額を用意する必要はなく、一定額の証拠金を商品先物取引業者に預ける（「預託」といいます。）ことで行うことができます。金の取引を例にしてみます。

《例》

東工金（標準）1 グラムあたり（呼値の単位）の値段が 3,500 円の時、取引は 1 キログラム（1,000 グラム・取引単位）からになりますので、総取引金額としては 350 万円になります。

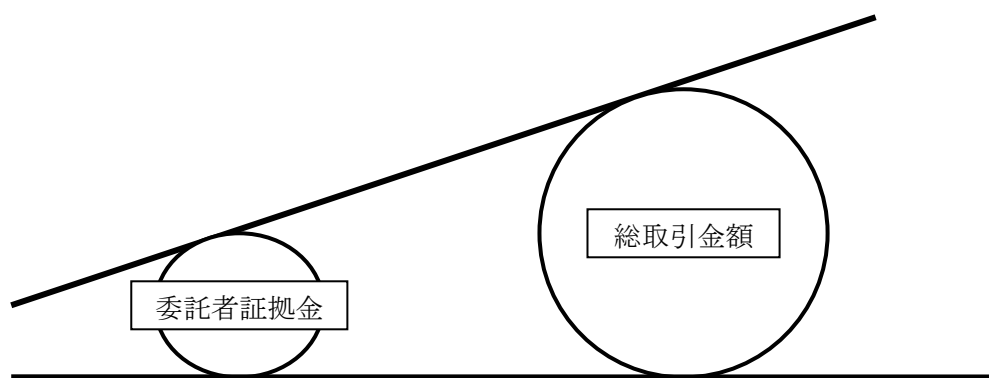
$$3,500 \text{ 円 (1 グラム)} \times 1,000 \text{ グラム} = 3,500,000 \text{ 円 (総取引金額)}$$

しかし、商品先物取引の場合は、その 350 万円の総取引金額は必要でなく委託者証拠金を預託することで取引ができます。

$$\text{金 1 枚} = 138,000 \text{ 円 (委託者証拠金)}$$

※平成 24 年 1 月現在

このように、総取引金額に比較して、小さな資金 （委託者証拠金） でできるような取引をレバレッジ取引といいます。



※上記、例の場合、委託者証拠金に対しておおよそ約 25 倍の取引を行うものであります。

商品先物取引では、元本や利益が保証されていないことはいまでもなく、相場の変動によっては預託した取引証拠金等が短期間に減損する恐れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する恐れがあります。

(損益計算の仕方)

値幅	×	取引単位 (倍率)	×	枚数	=	損益
----	---	-----------	---	----	---	----

少額の資金で大きな取引をした場合、大きな利益が発生する可能性もありますが、大きな損失が発生する可能性もあります。具体例で考えてみましょう。

《例》

東工金を 3,500 円 (1 グラム) で 10 枚買いスタートした場合。(委託者証拠金 1 枚 138,000 円の場合)

* 売りスタートの場合は、逆に考えます。手数料は考えないことにします。



※このように値動きによって証拠金以上の利益が発生することもあれば、証拠金以上の損金が発生することもあります。

2、適合性の原則（契約締結前交付書面 - 10 頁参照）

弊社（商品先物取引業者）は、お客様の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってお客様の保護に欠け、または欠けることとなる恐れがないように受託業務を遂行することが求められています。

つきましては、「商品先物取引口座設定申込書」の所定の事項は正確に記入し、また、これらの事項に変更があった時には速やかに弊社までご連絡をいただきますようお願いいたします。

(1) 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託

当社が定める商品先物取引業務規則にて、以下のいずれかに該当する者への勧誘及び受託を禁止しております。

i .常に不相当と認められる勧誘及び受託

未成年者・成年被後見人・年金等生活者・長期療養者 etc

ii .原則として不相当と認められる勧誘及び受託

75 才以上の者・年収 500 万円未満の者

商品デリバティブ取引の経験の無い者

投資可能資金額(注)を超える取引を行なう者 etc

(※ ii については例外措置があります。)

詳細についてはお客様サポートデスクにお尋ね下さい。

(注) 投資可能資金額とは、お客様が、商品先物取引の担保として預託する全ての取引証拠金の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れることのできる資金としてお客様に設定していただく金額です。この額を超える取引は『原則として不相当と認められる勧誘及び受託』にあたります。この額を変更される場合には、所定の審査を実施いたしますので、担当の外務員又は監査部までお問い合わせください。

(2) 商品デリバティブ取引未経験者の保護措置

商品デリバティブ取引の経験のないお客様は、適合性の原則に照らし、弊社は取引開始の日から3カ月間は特に新規委託者保護措置期間と定めており、この期間に相応しい取引量の目安として、投資可能資金額の1/3に相当する取引証拠金による取引をおすすめします。お客様が新規委託者保護措置期間中に建玉の為に使用できる取引証拠金の額の例としては次のとおりとなります。

《例》投資可能資金額を 900 万円と設定した場合

投資可能資金額		取引可能額		
900万円	÷	3	=	300万円

※上記の金額はあくまでも例ですので、口座設定申込時には、お客様が損失を被っても生活に支障のない金額を設定して下さい。（取引可能額 1万円未満は切り捨てる）

3、お客様が指示すべき事項（契約締結前交付書面 - 11 頁～13 頁参照）

注文は当社の注文受付時間内にお客様ご自身の判断により、以下の事項を取引画面より明確に行って下さい。

- (1) 商品取引所名・商品名。
- (2) 何月限を取引するのか。
- (3) 売付けか、買付けか。
- (4) 新規に建玉するのか、すでに建玉があるときはそれを仕切るのか。
- (5) 何枚取引したいのか。
- (6) 注文の種類はどうするのか。
- (7) 約定条件はどうするのか。

※当社が対応する注文の種類及び約定条件については別紙「取引所取引契約約款【電子取引】」をご覧ください。

4、証拠金等について（契約締結前交付書面 - 14 頁～16 頁参照）

(1) 委託者証拠金

建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額のことです。当社が定める委託者証拠金の額は、保有している各商品毎に、売建玉と買建玉の多い方の数量に PSR(プライスキャンレンジ)を乗じ、商品毎の必要証拠金を算出し、商品毎に計算された必要証拠金の合計額を委託者証拠金とする方法(『HSF-SPAN 証拠金』といいます。)を採用しております。ただし、商品毎に設定される「PSR」と「商品内スプレッド割増額」を比較し、「商品内スプレッド割増額」が「PSR」よりも大きい場合は、1枚あたりの証拠金計算に使用する額は「PSR」ではなく、「商品内スプレッド割増額」とします。また、納会月の建玉納会月割増額、緊急証拠金が必要となる場合があります。なお、デイトレード証拠金コースを選択された場合は、上記 HSF-SPAN 証拠金の半額が委託者証拠金となります。

(2) 値洗損益金通算額

値洗いが利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損といい、全ての建玉を合算した値洗いのことです。

(3) 売買差損益金

取引を決済したもので、当社とお客様の間での清算が終了していないものの合計をいいます。

(4) 現金授受予定額

値洗損益金通算額（値洗損の場合のみ）と取引の結果である「売買差損益金」を加減した金額のことです。

※現金授受予定額 = 値洗損益金通算額(値洗損の場合のみ) ± 売買差損益金

(5) 受入証拠金の総額

お預りしている証拠金(現金、有価証券等)に値洗損益金通算額(値洗損の場合のみ)及び売買差損益金を加減した金額のことです。

※受入証拠金の総額 = 預り証拠金 ± 値洗損益金通算額(値洗損のみ) ± 売買差損益金

(6) 総額の不足額

受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回った場合、証拠金不足が生じることになり、この不足額を総額の不足額といいます。

※総額の不足額 = 受入証拠金の総額 - 委託者証拠金

(7) 現金不足額

預り証拠金の「現金」が現金授受予定額を下回った場合、証拠金不足が生じることになり、この不足額を現金不足額といいます。

$$\text{※現金不足額} = \text{預り証拠金の現金} - \text{現金授受予定額}$$

(8) 不足請求額

証拠金の不足額は「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

(9) 預り証拠金余剰額

建玉を維持するために使用していない証拠金のことです。

不足請求額の計算例

《例》

東工金(標準)を10枚保有し、値洗損益金通算額▲100万円であったとします。

(委託者証拠金1枚138,000円の場合)

① 預り証拠金が現金のみで200万円の場合

総額の不足額の計算

- ・受入証拠金の総額・・・200万円 - 100万円 = 100万円
- ・委託者証拠金・・・138万円
- ・**総額の不足額**・・・100万円 - 138万円 = **▲38万円(不足額)**

現金不足額の計算

- ・預り証拠金のうち現金の額・・・200万円
- ・現金支払予定額・・・100万円
- ・**現金不足額**・・・200万円 - 100万円 = 100万円(不足発生なし)

不足請求額 (「総額の不足額」と「現金不足額」のいずれか大きい額) = **38万円**

② 預り証拠金が有価証券の充用のみで200万円の場合

総額の不足額の計算

- ・受入証拠金の総額・・・200万円 - 100万円 = 100万円
- ・委託者証拠金・・・138万円
- ・**総額の不足額**・・・100万円 - 138万円 = **▲38万円(不足額)**

現金不足額の計算

- ・預り証拠金のうち現金の額・・・0円
- ・現金支払予定額・・・100万円
- ・**現金不足額**・・・0円 - 100万円 = **▲100万円(不足額)**

不足請求額 (「総額の不足額」と「現金不足額」のいずれか大きい額) = **100万円**

5、預り証拠金余剰額の返還 (契約締結前交付書面 - 16頁参照)

建玉に必要としない余剰の証拠金や決済によって発生した差引の益金(預り証拠金余剰額)の全部又は一部の返還を受けたいお客様は、担当外務員にご請求下さい。商品先物取引業者は請求のあった日から4営業日以内に返還します。

6、委託手数料（契約締結前交付書面 - 17 頁参照）

お客様が取引を行った場合は、商品先物取引業者が定める委託手数料を支払わなくてはなりません。又、この委託手数料には消費税が課税されます。その額及び徴収の時期は商品先物取引業者により異なります。弊社の委託手数料に関しましては「委託手数料一覧」をご参照下さい。弊社での委託手数料及び消費税の徴収時期は、当該取引を決済した時とします。いずれにしても、商品先物取引を行う場合には、委託手数料及び消費税の額を十分に考慮する事が必要です。そうでないと、取引そのものは利益を得ても、委託手数料及び消費税を引いたら結局はマイナスになってしまったということが起こります。

※弊社は、電子取引（オンライントレード）の手数料を、通常取引より安価に設定しております。

詳しくは弊社ホームページをご覧ください。お客様サポートデスクまでお問い合わせください。

7、禁止行為について（契約締結前交付書面 - 21 頁～22 頁参照）

（不招請勧誘の禁止）

不招請勧誘とは、個人のお客様に対して、勧誘の招請がないのに電話・訪問により、初期投資金額以上の損失発生可能性のある取引所取引を勧誘することです。勧誘の招請とは、「取引について詳しく知りたいので説明を聞いてみたい」「取引を開始したいから、説明を聞いて契約したい」など、お客様ご自身の意思で、勧誘を希望することを指します。弊社では、セミナー、説明会、講習会等の名称の如何を問わず、商品取引契約の締結を目的としている場合は、その旨を明示してセミナー等を開催しており、その場合、商品取引契約の締結を希望されないお客様の参加をご遠慮頂いております。

（断定的判断の提供）

商品市場における、価格動向や取引による損益等の不確実な事項について、外務員が「必ず値上がりする。」「必ず値下がりする。」「絶対利益が出ます。」「損はしません。」等の断定的判断を提供することや「必ず」等の表現を使用しなくとも、その表現の前後の文脈や説明の状況から判断してそれがお客様をして「確実である」と誤認させるおそれがあることを告げて勧誘することは、禁止されています。相場ですから、「絶対に」ということはありません。もちろん、外務員が様々な情報を得て自分の相場観について絶対的自信を持っていることもあるでしょうが、それはあくまでも外務員の相場観にすぎないということを認識して下さい。お客様は、外務員が相場観を示した時はその根拠となる情報を聞いて、自分が持っている情報を総合して、自分の相場観を形成することが必要です。

（一任売買）

一任売買とは、注文を外務員に任せて行う売買です。「任せるからうまくやっておいてよ。」と言って外務員に任せる事は絶対にしないように注意して下さい。

（両建取引について）

弊社がお客様に同一の商品について同一の限月、同一の枚数の両建を勧誘することは禁じられています。また、限月、枚数が異なる両建であってもその趣旨についてお客様の十分なご理解がない限り受託することはできません。両建の効用及びその危険性については別紙「予測が外れた場合の売買の対処について」に詳しく説明しておりますのでご確認ください。

（弊社の自己取引）

弊社（商品先物取引業者）も商品取引所の会員又は、受託取引参加者として、弊社の名義で売買（自己取引）を行っております。そのため、結果的に自己取引の内容（「買い」「売り」）が

お客様の建玉の内容と同じであったり、または、反対であったりすることがありますが、商品先物取引業者は故に自己の取引をお客様の取引に対当させてお客様の利益を害することとなるような取引をすることを禁じられています。いわゆる「向い玉」。

(無断売買)

無断売買とは、お客様の注文を受けずに売買することです。無断売買の結果については、お客様は一切の責任を負うことはありません。但し、外務員とお客様の間で認識の相違がある場合があります。あいまいな表現がなされた場合には、お客様は注文していないと思っけていても外務員が注文を受けたと思うこともありますので、注文の有無をはっきりと明確にする事が必要です。なお、無断売買について後で「仕方がないな。」という意味表示をしますと、追認したと受け取られることがありますので、注意して下さい。指示していない注文については、無断である事を強く主張することが大切です。売買が行われますと、お客様に「売買報告書及び売買計算書」が送付されますので、常にこれを確認し、注文した覚えがない取引については速やかに商品先物取引業者に連絡しなければなりません。

(仕切回避、仕切拒否)

お客様が建玉を決済しようとして外務員に指示した場合に、外務員が決済させないようにしたり(仕切回避)、決済を拒否したり(仕切拒否)するようなことは禁止されております。「今担当者が不在のため決済できません。」「追加の資金を入金しなければ決済できません。」「損を取り戻すために取引を続けましょう。」などと言ってお客様の決済指示を受けようとしなない場合があつても、ご自身の意思をはっきりと伝えて下さい。

(損失補てん等の禁止)

商品先物取引業者からの損失補てんの申込、約束と履行を禁止するとともに、顧客と商品先物取引業者が事前又は損失発生後に損失補てんの約束をすることを禁止しています。ただし、損失が商品先物取引業者の違法行為等の「事故」に起因する場合、その損失を補てんする事を禁止しないが、「主務省令で定める場合」を除いて、取引業者が補てんの申込、約束、提供を行う前に、主務大臣の事故確認を受ける必要があります。

8、約諾書の性格について (契約締結前交付書面 - 23 頁参照)

『約諾書』は、お客様が『商品先物取引の危険性を了知した上で、受託契約準則に従って、自らの判断と責任において取引を行う』ことを法的に承諾するものです。十分ご理解の上で差し入れて下さい。

9、相場変動以外で想定されるリスク

自然災害・テロ・停電等により、不測の事態となった場合には、本取引の受託契約準則の規程に係らず建玉の処分等の措置をとることがあります。また、取引の執行や金銭の授受が不能となる場合があります。

10、予測が外れた場合の売買の対処について

商品先物取引は、予測通りに値段が動けば、大きな利益をもたらしますが、逆に動けば損失につながります。そこで予測が外れた場合の一般的な対処方法を下記に紹介いたします。

【決済】

先行きの予測が立てられない場合は、損失にはなりますが早めの決済をおすすめします。

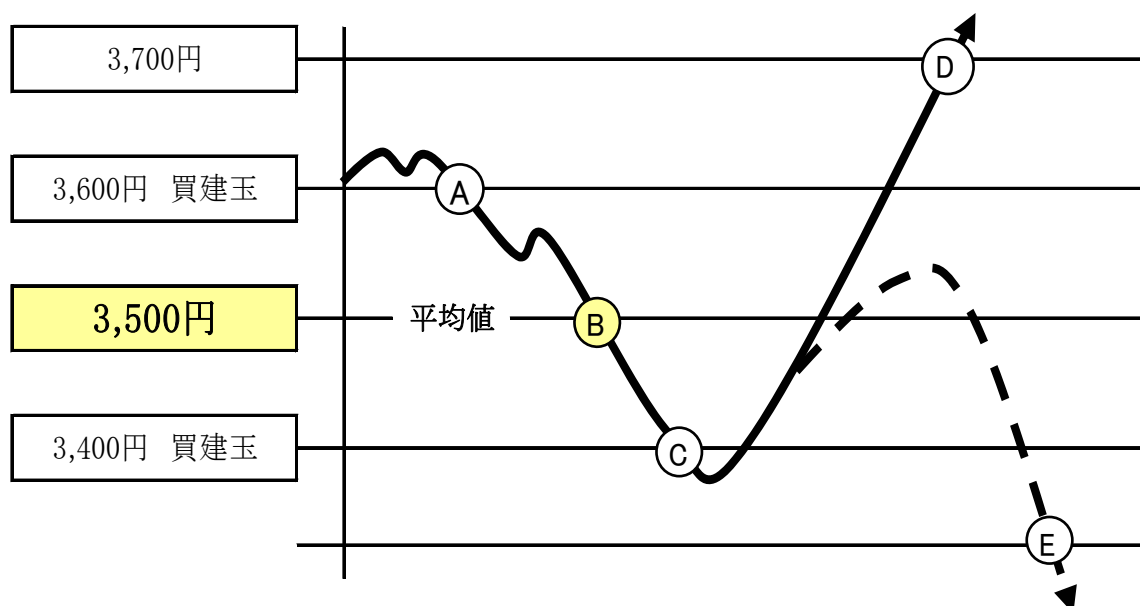
【証拠金の追加差入れ】

予測が外れて相場が反対方向に動き、値洗損益金通算額がマイナスになった場合等、受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回っている時に、その不足が発生した翌営業日正午までに、不足額を預託して、お取引を続けることです。ただし、お客様が予測された方向と逆方向に相場が動いた場合、お取引を続けるには更なる入金が必要になる可能性があります。

【難平（ナンピン）】

A点で買建玉しました。しかし、予測が外れて相場が下げ続けた場合、大勢的には相場が上昇すると判断すればA点と同じ枚数をC点に買建玉します。そうすることによりA点、C点の買値の平均値のB点で買建玉したこととなり、その後相場が上昇し、D点で決済すれば、A点だけの買値より、多くの利幅をとる事ができます。これを「ナンピン」といい、損勘定になっている相場にさらに買建玉をし、総建玉の平均値を下げて戦いを有利にもっていこうというのが「ナンピン買い下がり」で、逆に売建玉していくのが「ナンピン売り上がり」といいます。どちらにしても資金的余裕が必要ですので相場の大局を見極めることが重要です。又、「ナンピン買い下がり」後にE点のように値段がさらに下がった場合は損失が大きくなります。

※値洗損金額と別に難平に必要な証拠金を預託する必要があります。



【途転（ドテン）】

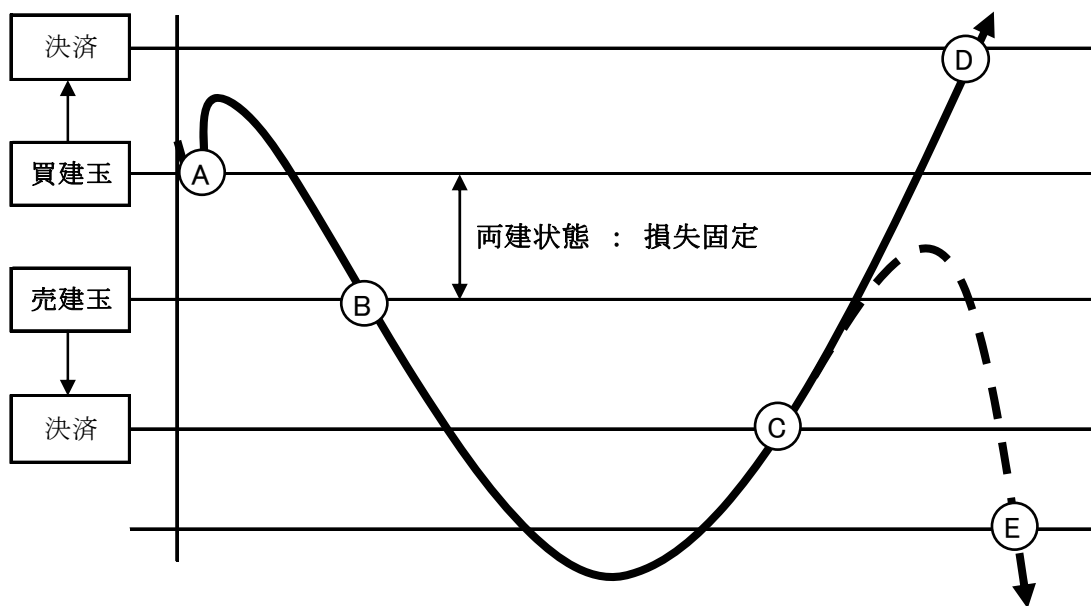
従来の方針を変えて、売り方ならば、売建玉を全て決済して新たに買建玉し、買い方ならば、買建玉を全て決済し新たに売建玉することを「ドテン」といいます。

【両建（りょうだて）】

予測が外れて相場が反対方向に動いている場合、新たに、今の建玉とは反対の建玉をします。その時点で、損失になる取引と利益になる取引を同時に行っていますから、相場がどのように動こうと損失は固定されます。いわばヘッジング（保険）機能を持つ対処方法です。

（下図：同一商品、同一限月、同一枚数の場合）

上がると予想してA点買建玉したものの、下がり始めたのでB点で新たに反対の売建玉をして損失を固定させました。C点で値上がりになり自信を持ったので、売建玉を外して買建玉の利益が出たD点で決済しました。しかし、C点で売建玉を決済後にE点のように値下がりをした場合はさらに損失が大きくなります。



* 商品先物取引業者が同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有することを勧めることは禁止されています。又、同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引、異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有する取引及び異なる限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引を、その取引を理解していない委託者から受託することも禁止されています。

11、弊社お取引に関する相談窓口

お取引に関するご相談は、弊社監査部 0120-50-4288 までお申し出下さい。